

老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第10条の4第1項各号又は法第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 措置の対象者は、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する被保険者であって、やむを得ない事由により同法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービス(以下「介護サービス」という。)を利用することが著しく困難なもの(以下「要措置者」という。)とする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合
- (3) その他市長がやむを得ない事由と認める場合

(措置の内容)

第3条 市長は、要措置者に対し、必要に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 介護保険法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を供与すること。
- (2) 介護保険法に規定する介護老人福祉施設へ入所させること。

(措置の決定)

第4条 市長は、要措置者であると見込まれるものを発見し、又は関係機関等から通報を受けたときは、直ちに当該要措置者の実態を調査するものとする。

2 市長は、要措置者が介護保険法に規定する要介護認定を受けていない場合には、必要に応じて要介護認定を受けさせるものとする。ただし、急を要する場合には、次項の規定による措置の決定後において又は当該措置の開始後において要介護認定を受けさせることができる。

3 市長は、第1項の規定による実態調査及び前項の要介護認定の結果並びに次に掲げる事項を総合的に考慮して措置の決定を行うものとする。

- (1) 要措置者の意思と尊厳
- (2) 要措置者及び当該要措置者の家族等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境

- (3) その他要措置者及び当該要措置者の家族等の福祉を図るために必要な事情
- 4 市長は、措置の実施を決定したときは、速やかに当該措置を開始しなければならない。

(事業の委託)

第 5 条 市長は、必要に応じ、老人居宅生活支援事業者（新潟市老人福祉法施行細則（昭和 56 年新潟市規則第 63 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項に定める老人居宅生活支援事業者をいう。）又は介護老人福祉施設の長に第 3 条各号に掲げるサービスを提供することを委託するものとする。

(費用の支弁)

第 6 条 市長は、措置費（規則第 8 条第 1 項に定める措置費をいう。以下同じ。）を支弁するものとする。

- 2 市長は、措置を受ける要措置者（以下「被措置者」という。）が、当該措置に係る介護保険法の規定による保険給付を受けることができる場合は、その保険給付に相当する額（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による介護扶助を受けた場合はその介護扶助相当分を上乗せした額）を前項の規定により市長が支弁する金額から控除するものとする。

(費用の免除)

第 7 条 規則第 9 条の 6 第 1 項の規定により費用を免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 費用を徴収することによって生活保護法に規定する保護を要する状態となる場合
- (2) 災害その他特別な事情によって生計が著しく悪化している場合
- (3) その他費用の徴収が著しく困難であると市長が認めた場合

(措置の変更)

第 8 条 市長は、被措置者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至ったときは、措置を変更するものとする。

(措置の解除)

第 9 条 市長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、措置を解除するものとする。

- (1) 介護老人福祉施設に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
- (2) 成年後見制度等に基づき、被措置者を代理する後見人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったとき。
- (3) その他やむを得ない事由の解消により、被措置者が介護サービスの利用に関する契約を行うことが可能になったと市長が認めたとき。

(成年後見制度の活用)

第10条 市長は、被措置者が介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようにするため特に必要があると認めるときは、法第32条に規定する審判を請求する等、当該被措置者が成年後見制度を活用できるよう援助するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。